

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人に係る税制優遇措置の拡充 (国税5)(法人税:義)
2	要望の内容	投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再生可能エネルギー発電設備について、設備取得の期間を平成29年3月末までに限定するとの要件等を撤廃すること(拡充)。
3	担当部局	環境省総合環境政策局環境経済課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来の特定資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様税制上の優遇措置を受けられるよう、26年度税制改正にて措置された。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 再生可能エネルギー発電設備の普及、環境ファイナンスによる民間投資等を促進すること。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>●「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 第二 3つのアクションプラン 二. 戦略市場創造プラン テーマ2: クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 (3)新たに講ずべき具体的施策 再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する。</p> <p>●「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保 (4)地球環境への貢献 地球温暖化対策として、(中略)再生可能エネルギーの着実な拡大及びそのために必要な基盤整備、環境ファイナンスによる民間投資促進等を通じた排出削減対策、(中略)等に取り組む。</p> <p>●「低炭素設備・施設の普及に向けた提言」(自由民主党環境部会低炭素設備・施設普及に関するPT、平成26年6月12日)(抜粋) 3. 投融資を円滑化する金融の環境整備 (1)再生可能エネルギー分野 投資ビークルと投資家に対する二重課税を排し、再生可能エネルギー事業に投資する金融商品を十分に魅力的なものとするのも重要との指摘もある。 投資家に投資インセンティブを付与する税制の検討も重要である。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-1. 経済のグリーン化の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることのないようにし、インフラファンド組成のインセンティブを向上させること。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本件措置が適用される投資法人数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本拡充措置により、投資法人が再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする場合でも、税制上の不利益を被ることがなくなり、インフラファンド組成のインセンティブが向上し、再生可能エネルギー発電設備の普及等の促進に繋がる。
8 有効性等	① 適用数等	新設の投資法人を中心に適用が見込まれる。
	② 減収額	—
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年4月～平成 29 年3月) 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれ、再生可能エネルギー発電設備の一層の普及等が期待される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年4月～平成 29 年3月) 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年4月～平成 29 年3月) 本拡充措置が実現されなければ、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることとなり、インフラファンド組成の妨げとなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年4月～平成 29 年3月) 税収減はないと見込まれる。

9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策の達成目標の実現に際し、効率的(新たな財政上の措置が不要)な措置であり、要望している措置は妥当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10 有識者の見解		—
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—